

## ● 「中間整理」別紙における「投資（金融）サービス」

- ① 投資（金融）商品の売買（デリバティブ取引で定めるものを除く。以下同じ。）
  - ② デリバティブ取引
  - ③ 前二号に掲げる取引の媒介、取次ぎ又は代理
  - ④ 投資（金融）商品の募集又は私募
  - ⑤ 投資（金融）商品の売出し
  - ⑥ 投資（金融）商品の募集若しくは売出しの取扱い又は私募の取扱い
  - ⑦ 投資（金融）商品の引受け
  - ⑧ 投資（金融）商品清算取次ぎ
  - ⑨ 投資（金融）商品多角的取引業務（MTS）
  - ⑩ 資産運用
  - ⑪ 投資助言
  - ⑫ 資産管理
  - ⑬ 保険契約又は共済契約の締結又はその媒介若しくは代理
  - ⑭ 預金等の受入れを内容とする契約の締結又はその媒介若しくは代理
  - ⑮ 信託契約の締結又はその媒介若しくは代理
  - ⑯ 無尽に係る契約の締結又はその媒介若しくは代理
- （注）投資サービス法における取扱いや保険業法、信託業法、銀行法等の関係について引き続き検討。
- ⑰ その他前各号に類するものとして政令で定める業務

（注）投資（金融）商品、投資（金融）サービスの定義として定めることが適当でないものについては、英国・金融サービス・市場法の例等も参考にしつつ、政令で除外することとする。